

災害時情報共有システムの稼働について 説明要旨

<災害時情報共有システムについて>

「災害時情報共有システムについて」についてご説明します。

資料13をご覧ください。

「障害者支援施設等災害時情報共有システム」(以後、「災害時情報共有システム」といいます。)につきまして、令和3年9月から稼働されており、本府の障害福祉サービスでは、後ほど説明いたしますが、令和4年1月に訓練を実施し、今後正式に運用を開始することとしています。

なお、本府において、当面、本システムの運用は必要度の高い、入所系サービスである障害児入所施設、障害者支援施設及びグループホームに絞って運用をすることとしますので、ご留意ください。

資料の概要について、資料の2枚目、「はじまります 「災害時情報共有システム」概要と利用方法」と書かれた資料をご覧ください。

まず、災害時情報共有システムは、一般には非公開ですので、事業所からシステムにアクセスすることはできません。

災害が発生すると、災害の規模などから必要に応じ国(厚生労働省)が被災状況の報告を求めます。

国は都道府県(政令市・中核市)を通じ、施設の皆さまへ報告を依頼しますが、その際、事前に登録いただいた連絡先に専用のURLが送られますので、システムにアクセスし、被災情報の報告を行っていただきます。

具体的なイメージとしては資料の「2 災害時の利用の流れ」のとおりです。

対象となる災害が起こった場合は、緊急連絡先として登録したメールアドレスあてに、WAM NETよりメールが届きます。

メール本文に、報告用のURLが記載されていますので、パソコンやスマートフォンからアクセスして、被災状況を報告してください。

こちらについては、被害の変化に応じて、一度報告した内容を何度でも更新することができます。

次に「障害者支援施設等の皆様へ」と書かれた資料をご覧ください。

こちらの資料では被災状況報告の流れが示されています。被災状況報告では「被害無し」の場合でも「被害無し」と登録する必要がありますので、被害がない場合でもシステムの入力をお願いいたします。

また「困ったときは・・・」と書かれているあたりに訂正線が入っている部分があるかと思いま

すが、こちらに関しましては操作説明書の 11 ページに記載されておりますので、ご確認ください。

次の資料「障害者支援施設等災害時情報共有システム概要説明」は、システムの説明資料から、事業者に関わりが深い部分を抜粋しておりますので、後ほどご確認ください。

また操作説明書については被災情報の登録画面も掲載されておりますので、後ほどご確認ください。

<情報公表システムとの連携について>

資料 1 枚目です。

この災害時情報共有システムは、災害発生時における障害福祉サービス施設の被害状況等を国・自治体が迅速に把握・共有し、停電施設への電源車の手配等、被災した施設への迅速かつ適切な支援につなげることを目的とされています。

災害時にスムーズに情報共有する本システムですが、活用するためには本システムに施設情報が登録されていることが必要です。

災害時情報共有システムに搭載する対象施設の情報については、障害福祉サービス等情報公表システムから連携されることになっております。

この連携について、ご注意いただきたい点があります。

障害福祉サービス等情報公表システムは、施設の住所や事業所番号等を指定権者である京都府や京都市がシステムに登録し、その後、事業者が詳細を入力し、公表するという仕組みとなっております。

この事業者が詳細を入力し、公表が完了まで行われていなければ、災害時の情報共有システムと連携されない仕様となっております。

つまり、情報公表システムにおいて

- ・一度も公表申請していない

または

- ・承認申請を行ったものの、差し戻しが行われ、そのままにしている

など、これまで一度も公表が完了していない施設においては、災害時情報共有システムと連携されません。

情報の公表制度に関する資料となりますが、こちらにもありますとおり、情報の公表制度につきましては、平成 30 年度から、全ての障害福祉サービス・障害児通所支援事業所において、事業内容等を公表することが法令で義務づけられております。

これらも踏まえまして、引き続き、情報の公表についてご対応いただくとともに、災害時情報共有システムとの円滑な情報連携について、ご協力をお願いします。

情報共有システムについては資料7に掲載しております。

〈災害時情報共有システム訓練について〉

次に災害時情報共有システム訓練について説明します。

令和4年1月に災害時情報共有システムの操作訓練を実施しました。

訓練内容は厚生労働省がシステムに災害情報を入力し、管内施設・事業所に対し被災状況報告を指示するように自治体に指示し、それを受けて自治体は対象の管内施設・事業所に被災状況の報告を指示し、施設は自治体からの指示を受け被災状況をシステムに入力、厚生労働省と自治体はシステムに入力された被災状況を確認するというものです。

訓練に参加した施設・事業所からは「被災状況の報告もシステムに沿って回答すれば必要なことが報告できると感じた」、「支援や物資の依頼の判断に迷うことがあったが、依頼できるシステムがあって嬉しく思う」などの感想があげられていました。

システムに被災状況を入力することで、被害状況等を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した施設、事業所への迅速かつ適切な支援につなげることができるということを確認できた訓練になりました。

〈システム活用の補足〉

最後に、冒頭でも申し上げましたとおり、本システムは、災害発生時における施設の被害状況等を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した施設への迅速かつ適切な支援につなげることを目的に整備されていますが、システムのみでの情報共有には限界があることから、従来の保健所を通じた情報収集と併せて活用することを想定しております。

また、非常時にシステム操作に慣れていなければ活用はできませんので、被災していない場合でも、報告指示があれば、被災なし、として入力していただくなど、日頃からの訓練をお願いします。

各施設におかれましては、本システムの円滑な運用のため、今後とも、情報公表システムの公表の完了、その後の災害時情報共有システムへの搭載作業について、引き続きご協力をお願いいたします。